

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年 4 月 24 日 午 前 10 時 招 集 の 丸 亀 市 議 会 臨 時 会 に 提 出 す る 下 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 送 付 し ま す。

記

議案第 52 号 専決処分の承認について（丸亀市市税条例の一部改正）

議案第 53 号 専決処分の承認について（丸亀市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第 54 号 専決処分の承認について（債権の放棄（保育士修学資金貸付金））

議案第 55 号 令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 56 号 丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について



議案第 52 号

専決処分の承認について（丸亀市市税条例の一部改正）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

## 専決処分書

丸亀市市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

丸亀市長 松 永 恭 二 印

丸亀市市税条例の一部を改正する条例

丸亀市市税条例(平成17年条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第2章 普通税<br/>第1節 市民税<br/>(市民税の減免)<br/>第56条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付して、納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)を記載した減免の申請書を市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第2節 固定資産税<br/>(固定資産税の減免)<br/>第67条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければ</p> | <p>第2章 普通税<br/>第1節 市民税<br/>(市民税の減免)<br/>第56条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付して、納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)を記載した減免の申請書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>3 第1項の規定によつて、市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第2節 固定資産税<br/>(固定資産税の減免)<br/>第67条 略</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければ</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>らない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定により<u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>には、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>第5節 特別土地保有税<br/>(特別土地保有税の減免)<br/>第112条の2 略</p> <p>2 前項の規定により<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定により<u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>には、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>附 則<br/>(個人の市民税の非課税の範囲等)<br/>第5条 略<br/>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)<br/>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」</p> | <p>ならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>第5節 特別土地保有税<br/>(特別土地保有税の減免)<br/>第112条の2 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>には、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>附 則<br/>(個人の市民税の非課税の範囲等)<br/>第5条 略</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>という。)がある場合には、<u>特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)</u>について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第40条の2の規定により控除された金額に係る<u>当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 前項前段の場合において、<u>第40条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)</u>があるときは、<u>当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>3 第1項の規定は、<u>令和6年度分の第43条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第43条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)<br/>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第</p> | <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)<br/>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>40条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 略</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第40条の3、第40条の5から第41条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第40条の6第2項、第52条の5第1項及び前条の規定の適用については、第40条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第52条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p> <p>第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第47条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> | <p>40条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 略</p> |

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第47条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてははその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははしないものとし、第47条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」とい

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>う。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第47条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははしないものとし、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははしないものとし、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></p> <p>2 <u>令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第52条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u><br/> <u>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</u></p> |     |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第52条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第52条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額)の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)</p> |     |

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>並びに第52条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においては、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税</p> |     |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10</u></p> |     |



| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものと<br/>し、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年<br/>金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とす<br/>る。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第 52 条の 4 の規定の適用に<br/>ついては、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度<br/>の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間におけ<br/>る当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払<br/>の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号<br/>に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の<br/>個人の市民税の額(第 1 項の規定の適用があるものを除く。)につい<br/>ては、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税<br/>に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係<br/>る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民<br/>税の額から第 52 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る戻特別<br/>徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 3<br/>で除して得た金額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又<br/>は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は<br/>その全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」と<br/>いう。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別<br/>徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以<br/>下この項において「10 月分金額」という。)に満たない場合に<br/>は、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1<br/>日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額から<br/>その者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控<br/>除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日<br/>までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> |     |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第52条の5第2項の規定により読み替えられた第52条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第52条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第52条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u><br/> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u><br/> <u>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る</u></p> |     |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第40条の3、第40条の5から第41条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)<br/>第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第43条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第39条から第40条の3まで、第40条の5から第41条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第41条の2第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、<u>第41条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項及び前条第5第1項中「前条及びび」とあるのは「前条、附則第8条第2項及びび」と、前条中「附則第7条の4及びび」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及びび」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)<br/>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略</p> | <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)<br/>第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第43条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第39条から第40条の3まで、第40条の5から第41条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第41条の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)<br/>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5・6 略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> | <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熟損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熟損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熟損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 当該工事が完了した年月日</p> <p>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> | <p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熟損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熟損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熟損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>  | <p>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>  |
| <p>15 略</p> <p>(土地)に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>(令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 59 条の 2 の規定にかかわらず、令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 7 年度適用土地又は令和</p> | <p>13 略</p> <p>(土地)に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>(令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 59 条の 2 の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条においては同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき額)を乗じて得た額(当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額)とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは</p> | <p>4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条においては同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税)にあっては、100分の2.5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税)にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき額)を乗じて得た額(当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額)とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該宅地等</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349</p> | <p>らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349</p> |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条第1号及び第121条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第</p> | <p>条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条第1号及び第121条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がな<br/>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がな<br/>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)<br/>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)<br/>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がな<br/>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、<u>「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がな<br/>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」とする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)<br/>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)<br/>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 略<br/> (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第17条 略<br/> 2 略<br/> 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第18条 略<br/> 2～4 略<br/> 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第19条 略<br/> 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> | <p>4 略<br/> (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第17条 略<br/> 2 略<br/> 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第18条 略<br/> 2～4 略<br/> 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)<br/> 第19条 略<br/> 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。<br/> (1)～(4) 略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> | <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p> | <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 略</p> |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の丸亀市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 53 号

専決処分の承認について（丸亀市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

## 専決処分書

丸亀市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

丸亀市長 松 永 恭 二 国

丸亀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険税条例(平成17年条例第126号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- この条例による改正後の丸亀市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第 54 号

専決処分の承認について（債権の放棄（保育士修学資金貸付金））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二



令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,004 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,193,004 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 4 月 24 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

歳入

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------|---------|------------|--------|------------|
| 19 繰入金 |         | 10,315,052 | 9,304  | 10,324,356 |
|        | 2 基金繰入金 | 10,284,554 | 9,304  | 10,293,858 |
| 22 市債  |         | 13,551,900 | 83,700 | 13,635,600 |
|        | 1 市債    | 13,551,900 | 83,700 | 13,635,600 |
| 歳入     | 合計      | 69,100,000 | 93,004 | 69,193,004 |

歳出

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------|---------|------------|--------|------------|
| 3 民生費  |         | 21,209,197 | 65,000 | 21,274,197 |
|        | 2 児童福祉費 | 10,555,226 | 65,000 | 10,620,226 |
| 10 教育費 |         | 20,724,643 | 28,004 | 20,752,647 |
|        | 2 小学校費  | 6,377,266  | 28,004 | 6,405,270  |
| 歳出     | 合計      | 69,100,000 | 93,004 | 69,193,004 |

第2表

地方債補正

(単位 千円)

| 起債の目的     | 限度額 |            | 起債の方法                   | 利率   | 償還の方法   |  |  |  |
|-----------|-----|------------|-------------------------|--|---|--|--|--|
| 保育施設整備事業  | 補正前 | 691,300    | 普通貸借又は証券発行(ただし、登録債とする。) | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |  |  |  |
|           | 補正後 | 749,800    |                         |  |   |  |  |  |
| 小学校施設整備事業 | 補正前 | 3,429,700  |                         |  |   |  |  |  |
|           | 補正後 | 3,454,900  |                         |  |   |  |  |  |
| 計         | 補正前 | 13,551,900 |                         |  |   |  |  |  |
|           | 補正後 | 13,635,600 |                         |  |   |  |  |  |

1. 総括

| (歳入)   |            | 歳入歳出補正予算事項別明細書 |            |   | (単位：千円) |
|--------|------------|----------------|------------|---|---------|
| 款      | 補正前の額      | 補正額            | 補正後の額      | 計 |         |
| 19 繰入金 | 10,315,052 | 9,304          | 10,324,356 |   |         |
| 22 市債  | 13,551,900 | 83,700         | 13,635,600 |   |         |
|        |            |                |            |   |         |
| 歳入合計   | 69,100,000 | 93,004         | 69,193,004 |   |         |



(歳出)

| 款      | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------|------------|--------|------------|
| 3 民生費  | 21,209,197 | 65,000 | 21,274,197 |
| 10 教育費 | 20,724,643 | 28,004 | 20,752,647 |
| 歳出合計   | 69,100,000 | 93,004 | 69,193,004 |

(単位：千円)

| 補正額の財源 | 内訳     |       |
|--------|--------|-------|
|        | 特定財源   | 一般財源  |
| 特出金    | 地方債    | その他   |
| 0      | 58,500 | 6,500 |
| 0      | 25,200 | 2,804 |
| 0      |        |       |
| 0      | 83,700 | 9,304 |

(単位：千円)

2. 歳入

| 款 項 目              | 補 正 前 の 額  | 補 正 額 | 計          |
|--------------------|------------|-------|------------|
| 19 繰入金             | 10,315,052 | 9,304 | 10,324,356 |
| 2 基金繰入金            | 10,284,554 | 9,304 | 10,293,858 |
| 1 教育文化体育基金繰入金      | 1,921,095  | 2,804 | 1,923,899  |
| 8 モーターボート競走収益基金繰入金 | 3,201,854  | 6,500 | 3,208,354  |

| 区 分                | 節     |       | 説 明              |
|--------------------|-------|-------|------------------|
|                    | 金 額   | 金 額   |                  |
| 1 教育文化体育基金繰入金      | 2,804 | 2,804 | 教育文化体育基金繰入金      |
| 1 モーターボート競走収益基金繰入金 | 6,500 | 6,500 | モーターボート競走収益基金繰入金 |

(単位：千円)

| 款 項 目   | 補 正 前 の 額  | 補 正 額  | 計          |
|---------|------------|--------|------------|
| 22 市債   |            |        |            |
| 1 市債    | 13,551,900 | 83,700 | 13,635,600 |
| 1 民生債   | 13,551,900 | 83,700 | 13,635,600 |
| 5 教育債   | 739,800    | 58,500 | 798,300    |
|         | 9,796,200  | 25,200 | 9,821,400  |
| 歳 入 合 計 | 69,100,000 | 93,004 | 69,193,004 |

| 区 分     | 節      |  | 説 明                |
|---------|--------|--|--------------------|
|         | 金 額    |  |                    |
| 3 児童福祉債 | 58,500 |  | (仮称) 城東こども園施設整備事業債 |
| 1 小学校債  | 25,200 |  | 城南小学校第2運動場整備事業債    |
| 歳 入 合 計 |        |  |                    |

(単位：千円)

| 節 | 金額         |        | 説明 | 明 |
|---|------------|--------|----|---|
|   | 区分         | 金額     |    |   |
|   | 16 公有財産購入費 | 65,000 |    |   |
|   |            |        |    |   |

3. 歳出

| 款 項 目          | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 補正額の財源内訳                            |      |
|----------------|------------|--------|------------|-------------------------------------|------|
|                |            |        |            | 特定財源                                | 一般財源 |
| 3 民生費          | 21,209,197 | 65,000 | 21,274,197 |                                     | 0    |
| 2 児童福祉費        | 10,555,226 | 65,000 | 10,620,226 | 65,000                              | 0    |
| 4 保育所及びこども園建設費 | 879,771    | 65,000 | 944,771    | (特定財源内訳)<br>繰入金 6,500<br>地方債 58,500 | 0    |
|                |            |        |            |                                     |      |

(単位：千円)

| 節  | 金額       |        | 明 |
|----|----------|--------|---|
|    | 区        | 分      |   |
|    |          |        |   |
| 13 | 使用料及び賃借料 | 4      |   |
| 16 | 公有財産購入費  | 28,000 |   |
|    |          |        |   |
|    |          |        |   |

| 款 項 目   | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 補正額の財源内訳                            |      |
|---------|------------|--------|------------|-------------------------------------|------|
|         |            |        |            | 特定財源                                | 一般財源 |
| 10 教育費  | 20,724,643 | 28,004 | 20,752,647 | 28,004                              | 0    |
| 2 小学校費  | 6,377,266  | 28,004 | 6,405,270  | 28,004                              | 0    |
| 3 学校建設費 | 5,675,525  | 28,004 | 5,703,529  | (特定財源内訳)<br>繰入金 2,804<br>地方債 25,200 | 0    |
|         |            |        |            |                                     |      |
| 歳 出 合 計 | 69,100,000 | 93,004 | 69,193,004 | 93,004                              | 0    |

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

| 区 分            | 前 前 年 度 末<br>現 在 高 | 前 年 度 末<br>現 在 高 見 込 額 | 当該年度中増減見込み             |                            | 当 該 年 度 末<br>現 在 高 見 込 額 |
|----------------|--------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------------|
|                |                    |                        | 当 該 年 度 中<br>起 債 見 込 額 | 当 該 年 度 中 元<br>金 償 還 見 込 額 |                          |
| 1 普通債          |                    |                        | 83,700                 |                            | 83,700                   |
| (2) 民生債        |                    |                        | 58,500                 |                            | 58,500                   |
| (8) 教育債        |                    |                        | 25,200                 |                            | 25,200                   |
| 補正予算額計         |                    |                        | 83,700                 |                            | 83,700                   |
| 合 計<br>(補 正 前) | 57,194,007         | 58,602,497             | 13,551,900             | 5,893,829                  | 66,260,568               |
| 合 計<br>(補 正 後) | 57,194,007         | 58,602,497             | 13,635,600             | 5,893,829                  | 66,344,268               |

議案第 56 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したい。  
令和 6 年 4 月 24 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   |   | 改正前   |   |
|---|---|---|---|
| (定義)  |   | (定義)  |   |
| 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。         | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。     | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1)～(4) 略   | (1)～(4) 略   | (1)～(4) 略                                     | (1)～(4) 略                                     |
| (5) <u>特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> | <u>特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> |   |   |
| (6) <u>利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報</u> をいう。    | <u>利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報</u> をいう。    |   |   |
| 別表第 2 (第 4 条関係)                                       |   | 別表第 2 (第 4 条関係)                               |   |
| 機関  | 事務  | 機関  | 事務  |
| 略   | 略   | 略   | 略   |
| 7 市長  | 法別表 111 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの                   | 7 市長  | 法別表第 1 の 76 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの           |
| 7 の 2 市長  | 法別表 117 の項の下欄に掲げる地域生活支援事業の実                       | 7 の 2 市長                                      | 法別表第 1 の 84 の項の下欄に掲げる地域生活支援事業                 |
|   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの                 |   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの             |
|   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの                 |   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの             |
|   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの                 |   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの             |
|   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの                 |   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの             |

| 改正後  |   | 改正前   |   |
|--|---|---|---|
| <p>8 市長</p> <p>実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> | <p>8 市長</p> <p>実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの</p> <p>9 市長</p> <p>法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>10 教育委員会</p> <p>特定個人番号利用事務</p> <p>特定個人番号利用事務</p> | <p>8 市長</p> <p>関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>9 市長</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p> <p>10 教育委員会</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p> | <p>8 市長</p> <p>関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>9 市長</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p> <p>10 教育委員会</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p> |
| 別表第3(第6条関係)  |   | 別表第3(第6条関係)   |   |
| <p>4 市長</p> <p>特定個人番号利用事務</p> <p>利用特定個人情報(特定個人番号利用事務を処理するために必要なものに限る。)</p>   | <p>4 市長</p> <p>法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>教育委員会</p>   | <p>4 市長</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p>   | <p>4 市長</p> <p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p>   |



| 改正後                                   |                |    | 改正前                        |                     |    |
|---------------------------------------|----------------|----|----------------------------|---------------------|----|
| 5 教育<br>委員会                           | 特定個人番号利用<br>事務 | 市長 | 5 教育<br>委員会                | 法別表第2の第2<br>欄に掲げる事務 | 市長 |
| 利用特定個人情報(特定個人番号利用事務を処理するために必要なものに限る。) |                |    | 当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報 |                     |    |

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。



## 提 案 理 由

### 議案第 52 号及び第 53 号

専決処分の承認につきましては、地方税法の一部が改正され、市民税に関連して、個人住民税の定額減税に伴う規定の整備、固定資産税に関連して、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し、土地の負担調整措置の延長を講ずるほか、改正に伴う項ずれ等のため、丸亀市市税条例の一部を、また、同法施行令の一部改正に伴う、国民健康保険の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しのため、丸亀市国民健康保険税条例の一部を、それぞれ専決処分により改正いたしましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

### 議案第 54 号

専決処分の承認につきましては、債務者が指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内の保育所等に就職し、所要の勤務条件で3年間継続して勤務したことから、丸亀市保育士修学資金等貸付条例の例により保育士修学資金貸付金に係る債権の放棄を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

### 議案第 55 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,300万4,000円を追加し、予算の総額を691億9,300万4,000円とするものであります。

その内容といたしまして、民生費では、(仮称)城東こども園施設整備事業費において、令和4年度からの繰越明許費で進めていた用地取得が、開発許可申請等の手続に時間を要し完了しなかったことから、土地購入費6,500万円を改めて措置いたします。

教育費では、城南小学校第2運動場整備事業費において、用地交渉等に不測の時間を要し令和5年度中の完了に至らなかったことから、用地取得に係る土地購入費2,800万円及び土地借上料4,000円を計上いたします。

また、これらの財源として、地方債及び基金繰入金を措置いたします。

予算第2条の地方債補正につきましては、(仮称)城東こども園施設整備事業費等に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

### 議案第 56 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同

法における別表第1において項ずれが生じたこと及び別表第2が廃止されたことから、所要の改正を行うものであります。